

子育て世帯生活支援  
特別給付金

食費等の物価高騰などの影響を受けて特に損害を受けた低所得の子育て世帯の生活を支援するため給付金を支給します。

ひとり親世帯

【申請不要】

令和5年3月分の児童扶養手当受給者

【要申請】

① 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

② 令和5年1月以降食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変しているなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

ひとり親世帯以外

【申請不要】

① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金前回の給付金の支給対象者であった方

【要申請】

② ①の他、18歳年度末まで障がい児は20歳未満の子の養育者で次の③のいずれかに該当する方※令和5年3月以降令和6年2月まで

【人権それは愛】無戸籍の問題について  
— 無戸籍者について知っていますか —

戸籍とは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。

日本では子どもを出産した場合、法律に基づいた届け出を行うことにより、その子どもが戸籍に記載される規定となっています。しかしながら、何らかの理由により出生の届け出が行われない場合、戸籍に記載されない無戸籍者となってしまいます。このことにより、住民票も作成されず、教育や行政サービスが十分に受けられない、住む場所や就労の機会を失うなど、社会生活上の様々な不利益が生じ、深刻な問題となっています。

無戸籍者となる原因の多くが、国において法改正の議論が進められている「離婚後300日問題」にあります。現在の民法では、離婚後300日以内に生まれた子どもは前夫の子と推定されます。子が別の男性との間の子どもであっても前夫の子として戸籍に記載されます。そのことで、前夫の子どもと推定されることを避けるためや、DV(ドメスティックバイオレンス)等により前夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由により、出生届の提出をためらう人がいることがわかっています。

あなたの周りに、戸籍や住民票が無く、学校へ進学できない、健康保険への加入ができないなどの社会生活が困難なことに悩んでいる人はいませんか。

全国の法務局・地方法務局及びその支局または市区町村の戸籍窓口では、無戸籍解消のための相談を受け付けています。

問合せ：生涯学習課 ☎984・3563 FAX共通

に生まれる新生児も対象です。⑦令和4年度分の住民税均等割が非課税の方⑧令和5年1月以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方

共通事項

支給内容：児童1人あたり一律5万円

申請期限：令和6年2月20日(日)

問合せ：子育て支援課 ☎982・9529 FAX共通

「市民意識調査」にご協力を

市の取り組みに対する満足度やまちづくりへの意向を調べ、市政運営や政策立案に役立てるため、市民意識調査を毎年実施しています。調査票が届いた際にはご協力をお願いします。  
調査時期：6月中旬～下旬(予定)  
対象：市内在住の18歳以上の男女1500人(無作為抽出)

回答方法：返信用封筒で返送またはウェブ回答フォームから回答

問合せ：政策室 ☎982・9445 FAX共通

インボイス制度の説明会  
登録要否相談会

越谷税務署で、事業者を対象に消費税のインボイス制度について説明会と登録要否の相談会を開催します。

※詳細や他の日程は国税庁ホームページをご確認ください。  
インボイス制度説明会

※事前登録制(各回1時間)  
日時：6月6日(火)・28日(日) 午前10時～、午後2時～  
定員：30人

個別相談会

※事前登録制(各回45分)  
日時：6月6日(火)・28日(日) 午前11時～、午後3時～

登録要否相談会  
※要事前申込(各回1時間)

日時：6月8日(木) 午前9時30分～、午前10時30分～、午後1時30分～、午後2時30分～、午後3時30分～

共通事項

場所：越谷税務署別館会議室(越谷市赤山町5-17-14)

問合せ：法人越谷税務署法人課税第一部門 ☎965・8174

個人越谷税務署個人課税第一部門 ☎965・8764